

1 子ども・子育て支援制度の概要

平成27（2015）年に開始された子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て支援法などの子ども・子育て関連3法に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進する制度です。

令和元（2019）年5月には子ども・子育て支援法の一部改正が行われ、同年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されることとなりました。

また、令和2（2020）年4月には子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正が行われ、市町村計画の作成に関する事項として、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30（2018）年9月）の策定に伴う対応や、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う対応などが盛り込まれました。

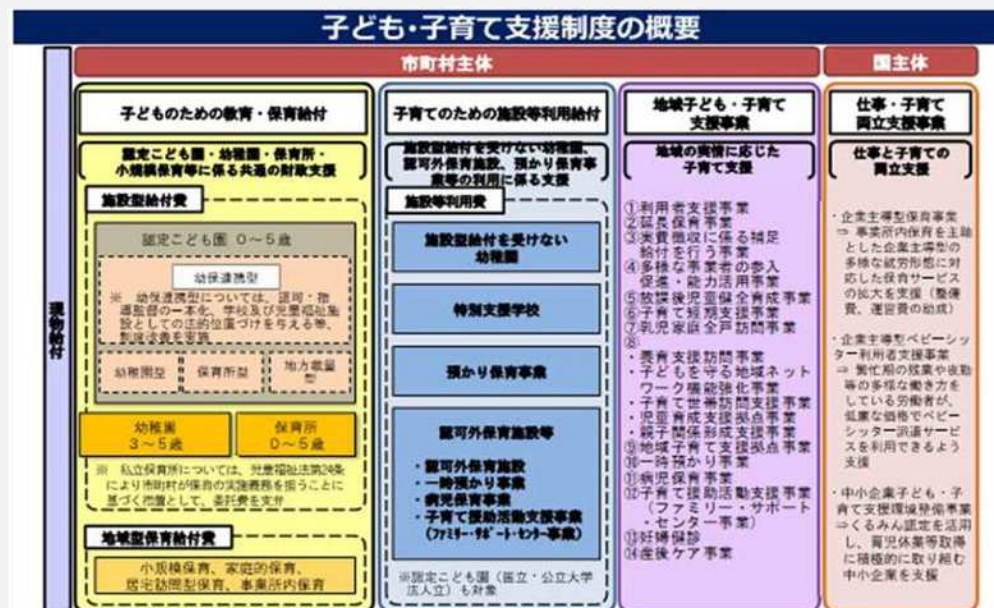
さらに、令和4（2022）年6月の「児童福祉法等の一部を改正する法律」においては、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が盛り込まれました。

これらに加えて、令和6（2024）年6月の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」においては、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設することとされました。

本市においては、こうした動向を踏まえながら、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、子ども・若者や子育て家庭への支援を総合的に進めています。

【子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度の概要】

※こども家庭庁ホームページより引用したものを一部修正



2 「量の見込みと確保方策」について

子ども・子育て支援法第61条の規定により、市町村子ども・子育て支援事業計画として、「教育・保育施設、地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」について、5年を一期とする「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応して確保する提供体制の内容と実施時期）を定めるものとなっています。

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」では、本章において第2期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行い、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの量の見込みと確保方策を定めました。

今回は、国が定めた計画期間を踏まえて、本章において令和7（2025）年度の量の見込みと確保方策の見直しを行うとともに、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度の量の見込みと確保方策の策定を行います。

※今回の案における量の見込み・確保方策の考え方及び数値は、今後の利用状況やパブリックコメントの意見、庁内調整をふまえながらさらに精査を進め、計画に位置づけます。

「量の見込みと確保方策」と国が定めた計画期間との関係

法の施行日 (H27(2015).4.1)		中間見直し		中間見直し		今回									
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
国が定めた 計画期間		H27(2015) ~R1(2019)			R2(2020) ~R6(2024)			R7(2025) ~R11(2029)							
		計画策定※			計画策定			計画策定			計画策定				
子ども・若 者の未来応 援プラン		H30(2018) ~R3(2021)			R4(2022) ~R7(2025)			R8(2026) ~R11(2029)							
		計画策定			計画策定			計画策定			計画策定				

3 就学前児童の将来人口推計について

本市においては、人口は増加しているものの、就学前児童数は平成28（2016）年度をピークに減少傾向が続いています。したがって本計画の策定にあたり、就学前児童の将来人口推計を改めて行います。

推計にあたっては、コーホート変化率法により各歳児の年度当初（4月1日）時点での就学前推計児童数を算出します。

なお、0歳児推計人口については、人口動態調査に基づく出生率、15歳から49歳までの女性の推計人口により算出した推計出生数等により算出します。

（コーホート変化率法）

各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。

（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項に基づく市町村行動計画に係る「地域行動計画策定の手引き」）

就学前児童数の推移

区	歳児	就学前児童実績									就学前児童推計						
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
全市	0歳	14,229	14,412	13,984	13,585	13,059	12,925	11,932	11,760	11,123	10,856	10,373	10,079	9,829	9,622	9,432	9,260
	1歳	13,962	14,296	14,273	13,884	13,560	13,149	12,727	11,689	11,638	10,843	10,672	10,192	9,898	9,650	9,445	9,254
	2歳	13,679	13,564	14,005	13,995	13,648	13,270	12,721	12,270	11,260	11,307	10,476	10,319	9,853	9,566	9,324	9,123
	3歳	13,338	13,365	13,248	13,683	13,692	13,404	12,889	12,292	11,873	11,017	10,983	10,168	10,022	9,566	9,285	9,050
	4歳	13,268	13,135	13,225	13,083	13,484	13,533	13,141	12,647	12,063	11,674	10,812	10,785	9,979	9,840	9,391	9,115
	5歳	12,942	13,106	13,055	13,112	12,966	13,310	13,336	12,953	12,484	11,893	11,512	10,661	10,637	9,839	9,706	9,262
	計	81,418	81,878	81,790	81,342	80,409	79,591	76,746	73,611	70,441	67,590	64,828	62,204	60,218	58,083	56,583	55,064
		455	460	▲ 88	▲ 448	▲ 933	▲ 818	▲ 2,845	▲ 3,135	▲ 3,170	▲ 2,851	▲ 2,762	▲ 2,624	▲ 1,986	▲ 2,135	▲ 1,500	▲ 1,519

4 教育・保育の量の見込みと確保方策 （現行プラン6章1(5)）

子ども・子育て支援法第61条では、市町村子ども・子育て支援事業計画においては、「教育・保育提供区域」ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の、量の見込みと確保方策を定めることとしています。本市においては、各行政区を教育・保育提供区域として設定します。

（1）教育・保育の量の見込みの考え方について

推計した就学前児童数をもとに、過去の幼稚園の利用実績や保育所の申請状況（育児休業により保育所を利用していない方等を含む）等から量を見込みます。令和3（2021）年度に策定した量の見込みでは、令和3（2021）年度までの実績で教育のニーズ割合は減少しつつも、保育のニーズ割合は増加しており、教育と保育を合わせた全体のニーズ割合は増加傾向ではありましたが、推計就学前児童数の減少を反映して、教育・保育の量の見込みでは、減少していくものと見込んでいました。

今回の計画期間中の教育・保育の量の見込みについても、推計した結果、同様の傾向が見られることから、減少するものとして見込んでいます。

また、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数は2号認定の量の見込みとして集計します。

なお、教育・保育の量の見込みについては、令和11（2029）年度の認可保育所の新設等による受入枠の確保目標値を定めるため、令和12（2030）年4月についても定めます。

（2）教育・保育の確保方策の考え方について

認定こども園、幼稚園、公立保育所、認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設（市が一定の施設基準に基づき運営支援等を行っている川崎認定保育園、年度限定型保育事業のほか企業主導型保育事業（地域枠）が対象）により、量の見込みに対応する確保方策を定めます。

4月1日時点の量の見込み

（単位：人）

年度	1号	2号	3号				合計
	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	小計	
令和7年	8,198	23,404	2,556	7,590	7,269	17,415	49,017
令和8年	6,865	23,298	2,494	7,623	7,496	17,613	47,776
令和9年	5,903	23,471	2,444	7,648	7,487	17,579	46,953
令和10年	4,968	23,338	2,407	7,599	7,457	17,463	45,769
令和11年	4,238	23,393	2,377	7,548	7,389	17,314	44,945
令和12年	3,571	23,286	2,352	7,465	7,312	17,129	43,986

（参考）各認定区分のニーズ割合

（単位：%）

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1歳)	3号 (2歳)	3号 (合計)
令和7年4月	24.6	70.3	24.6	71.1	69.4	55.2
令和8年4月	21.7	73.7	24.7	74.8	72.6	57.6
令和9年4月	19.3	76.6	24.9	77.3	76.0	59.4
令和10年4月	17.0	79.8	25.0	78.7	78.0	60.6
令和11年4月	14.9	82.4	25.2	79.9	79.2	61.4
令和12年4月	13.0	84.9	25.4	80.7	80.1	62.0

<子どものための教育・保育給付 認定区分>

- 1号認定
保育の必要性のない満3歳以上。幼稚園（施設型給付）、認定こども園（幼稚園部分）を利用。
- 2号認定
保育の必要性のある3～5歳。保育所、認定こども園（保育所部分）を利用。
- 3号認定
保育の必要性のある0～2歳。保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用。

<子育てのための施設等利用給付 認定区分>

- 新1号認定
保育の必要性のない満3歳以上。幼稚園（私学助成）を利用。
- 新2号認定
保育の必要性のある3～5歳。幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設等を利用。
- 新3号認定
保育の必要性のある非課税世帯0～2歳。認可外保育施設等を利用。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 (現行プラン6章1(6))

地域子ども・子育て支援事業の概要

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に規定された事業であり、市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って事業を実施するとされています。

また、令和4年の児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業が新たに創設され、令和6（2024）年4月1日から施行されました。

これらの事業についても、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」を策定し、計画的な整備を進めていく必要があります。なお、これらの事業は、養育支援訪問事業等の1項目として記載します。

さらに、令和6（2024）年6月の子ども・子育て支援法等の改正により、地域子ども・子育て支援事業として、①妊婦等包括相談支援事業、②乳児等通園支援事業、③産後ケア事業が位置付けられ、令和7年4月1日から施行予定とされたことから、これらの事業についても「量の見込み」や「確保方策」を策定する必要があります。

地域子ども・子育て支援事業

妊婦等包括相談支援事業 ※1	利用者支援事業	延長保育事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	放課後児童健全育成事業	子育て短期支援事業	乳児家庭全戸訪問事業	子育て世帯訪問支援事業 児童育成支援拠点事業 親子関係形成支援事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 養育支援訪問事業	地域子育て支援拠点事業	一時預かり事業	病児保育事業	（ファミリー・サポート・センター事業） 子育て援助活動支援事業	妊婦健診	産後ケア事業 ※1	乳児等通園支援事業 ※2
----------------	---------	--------	------------------	--------------------	-------------	-----------	------------	---	-------------	---------	--------	------------------------------------	------	-----------	--------------

- ※1 令和7年度施行
- ※2 令和7年度は地域子ども・子育て支援事業に位置づけ

●妊婦等包括相談支援事業、産後ケア事業、乳児等通園支援事業については、国の量の見込みの算出等の考え方が示された時点で対応予定です。

●地域子育て相談機関、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業については、本市における事業内容が確定した時点で対応予定です。

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う量の見込み・確保方策について

本市においては、地域子ども・子育て支援事業ごとに提供区域を設定し、計画期間中の各年度の「量の見込み」と「確保方策」を設定します。

(1) 妊婦健康診査

事業概要	安心・安全に出産を迎えるために、妊婦が定期的に医療機関で健康診査を受ける際に、費用の一部を公費負担する事業です。
提供区域	全市域
量の見込み の考え方	推計妊娠届出数（推計出生数に過去の実績から算出した出生数と妊娠届出数の割合を乗じて算出）に妊婦健康診査の推計延べ受診回数（妊婦健康診査受診回数÷妊娠届出数の過去平均）を乗じて、年間延べ受診回数を見込みます。
確保方策の 考え方	・推計妊娠届出数が実績を下回る見込みであり、その全数を支援するため、現行の体制を維持し、年間を通して、対象となる妊婦健康診査の受診費用に対して、費用の一部を公費負担していきます。 ・母子保健情報システムの活用により、対象者の状況を的確に把握し、受診勧奨や保健指導を行うとともに、医療機関との連携を強化し、妊娠期の保健の向上を図ります。 ・実施体制・機関：市内委託医療機関、市外協力医療機関

（単位：※1 年間延べ受診回数(回)、※2 人数(人)、※3 件数(件)）

	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み※1	126,335	122,751	119,712	117,194	114,875	-
確保方策※1	126,335	122,751	119,712	117,194	114,875	140,235
（参考）推計出生数※2	10,373	10,079	9,829	9,622	9,432	11,371
（参考）推計妊娠届出数※3	10,891	10,582	10,320	10,103	9,903	11,960

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う量の見込み・確保方策について

(2) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	「新生児訪問（未熟児訪問含む）」又は「こんにちは赤ちゃん訪問」により乳児家庭を全戸訪問する事業です。 ●新生児訪問 原則生後60日までの赤ちゃんのいる家庭に職員や訪問指導員（保健師・助産師・看護師）が伺い、赤ちゃんの体重測定、母子の健康状態の確認や育児についての相談を受ける事業です。 ●こんにちは赤ちゃん訪問 概ね生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に子育て家庭と地域とのつながりを作るため、各区地域みまもり支援センターが主催する研修を受けて登録された地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て支援情報等を届ける事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	0歳児の将来人口推計に、過去の実績を踏まえ、長期里帰りや長期入院など訪問が困難な家庭を除いた訪問率を乗じて、訪問件数を見込みます。
確保方策の考え方	・こんにちは赤ちゃん訪問事業の登録訪問員の養成・拡大を図り、地域における日ごろの声掛けや子育て家庭の認知につなげていきます。 ・長期里帰り中や子どもが入院中などで訪問できていない家庭について、母子保健情報管理システムの活用により、世帯状況の把握を効果的に行い、必要な支援につなげていきます。 ・訪問に繋がりにくい外国人の方に対して、通訳を活用して訪問の趣旨等をお伝えすることにより訪問率の向上を図ります。 ・訪問に従事する職員及び登録訪問員への研修内容を充実し、現状の体制を維持し、需要見込みに対応できる体制を確保します。 実施体制：訪問指導員登録数 43人(2024)年4月1日現在) 登録訪問員登録数 1360人(2024年4月1日現在) 実施機関：各区地域みまもり支援センター

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023) 実績	(単位：訪問件数(件))
川崎区	量の見込み	1,195	1,128	1,090	1,052	1,023	-	
	確保方策	1,195	1,128	1,090	1,052	1,023	1,341	
幸区	量の見込み	1,296	1,262	1,231	1,203	1,178	-	
	確保方策	1,296	1,262	1,231	1,203	1,178	1,484	
中原区	量の見込み	1,976	1,956	1,921	1,903	1,889	-	
	確保方策	1,976	1,956	1,921	1,903	1,889	2,207	
高津区	量の見込み	1,522	1,466	1,430	1,398	1,375	-	
	確保方策	1,522	1,466	1,430	1,398	1,375	1,730	
宮前区	量の見込み	1,473	1,402	1,353	1,302	1,254	-	
	確保方策	1,473	1,402	1,353	1,302	1,254	1,632	
多摩区	量の見込み	1,575	1,586	1,569	1,552	1,536	-	
	確保方策	1,575	1,586	1,569	1,552	1,536	1,733	
麻生区	量の見込み	950	903	869	849	824	-	
	確保方策	950	903	869	849	824	1,076	
全市	量の見込み	9,989	9,706	9,465	9,265	9,083	-	
	確保方策	9,989	9,706	9,465	9,265	9,083	11,203	

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う量の見込み・確保方策について

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要	保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則7日以内で子どもを預かる事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	過去の利用実績を踏まえ、年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	・2か所の乳児院、4か所の児童養護施設において事業を継続実施します。 ・市民がより利用しやすいよう、宿泊を伴うショートステイ、日帰りで利用するデイスティを実施します。

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績	(単位：年間延べ利用人数(人))
量の見込み	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	-	
確保方策	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	4,324	

(4) 養育支援訪問事業等

ア 専門的相談支援（乳幼児訪問指導の実施）

事業概要	育児ストレス、育児困難、産後うつ状態等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など、養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師等による専門的な指導助言等を訪問により実施する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	児童虐待相談・通告件数の増加に伴って支援が必要な家庭の割合も増加するものと見込み、就学前推計児童数をもとに、過去の実績と増加の見込みを踏まえて、就学前児童数に対する養育支援訪問件数を乗じて見込みます。
確保方策の考え方	母子保健情報管理システムを活用し、要支援家庭の早期の把握に努め、医療機関との連携や周産期の支援強化、乳児家庭訪問の充実等により、支援が必要な家庭への的確な支援を行います。

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績	(単位：年間延べ利用人数(人))
量の見込み	3,008	3,023	3,046	3,079	3,112	-	
確保方策	3,008	3,023	3,046	3,079	3,112	2,866	

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う量の見込み・確保方策について

(4) 養育支援訪問事業等

イ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要	要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会を開催するとともに、活動内容の充実に向けた支援を進めます。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	要保護児童対策地域協議会個別支援会議（「個別支援会議」）の実施回数については、児童虐待相談・通告件数の増加や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援が必要な家庭は増加するものと見込み、近年の事業実績を勘案し量を見込みます。
確保方策の考え方	全市域で、要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を実施するため、関係機関等が具体的な支援内容や役割分担を確認できるよう、個別支援会議を開催するとともに関係機関相互の適切な連携を図ります。

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績	(単位：開催回数(回))
量の見込み	1,050	1,080	1,110	1,140	1,170	-	
確保方策	1,050	1,080	1,110	1,140	1,170	986	

ウ 子育て世帯訪問支援事業

事業概要	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	児童虐待相談・通告件数や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援を必要とする家庭は増加するものと見込み、保護者の養育を支援することが必要な児童等の数をもとに、年間利用件数を見込みます。
確保方策の考え方	支援を必要とする家庭等に対してより充実した支援を行う必要があるため、支援が必要な家庭等の早期の把握に努め、的確な支援を行います。

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	(単位：年間利用件数（人日）)
量の見込み	988	991	1,003	1,014	1,021	
確保方策	988	991	1,003	1,014	1,021	

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う量の見込み・確保方策について

(5) 病児・病後児保育事業

事業概要	0歳5か月から小学校3年生までの児童が病気やその回復期のため集団保育等が困難であり、かつ、保護者が家庭での保育等を行うことができない場合に、一時的に預かる事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	過去の実績から、将来人口推計（小学3年生まで）の減少率を踏まえて量を見込みます。
確保方策の考え方	・各区1か所で事業を実施します。

(単位：年間延べ利用人数(人))

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
川崎区	量の見込み	725	687	651	620	589	-
	確保方策	725	687	651	620	589	804
幸区	量の見込み	667	645	621	598	579	-
	確保方策	667	645	621	598	579	697
中原区	量の見込み	1,093	1,044	995	960	928	-
	確保方策	1,093	1,044	995	960	928	1,200
高津区	量の見込み	484	462	440	422	407	-
	確保方策	484	462	440	422	407	527
宮前区	量の見込み	952	914	879	846	813	-
	確保方策	952	914	879	846	813	1,024
多摩区	量の見込み	1,307	1,289	1,276	1,257	1,243	-
	確保方策	1,307	1,289	1,276	1,257	1,243	1,350
麻生区	量の見込み	416	397	381	364	347	-
	確保方策	416	397	381	364	347	454
全市	量の見込み	5,645	5,440	5,243	5,068	4,906	-
	確保方策	5,645	5,440	5,243	5,068	4,906	6,056

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う量の見込み・確保方策について

(6) 利用者支援事業

ア 基本型

事業概要	保育・子育て総合支援センター内の地域子育て支援センターにおいて、子育て家庭等に対し、相談支援等の実施や地域における子育て支援のネットワークに基づく支援を実施する事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	保育と子育ての一体的な事業推進拠点である保育・子育て総合支援センター内の地域子育て支援センターにおいて実施するものとして見込みます。
確保方策の考え方	順次、設置を進めている各区保育・子育て総合支援センターに、専門の職員を配置して事業を実施します。

(単位：実施か所数(か所))

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
川崎区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
幸区	量の見込み	0	0	0	0	0	-
	確保方策	0	0	0	0	0	0
中原区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
高津区	量の見込み	0	0	1	1	1	-
	確保方策	0	0	1	1	1	0
宮前区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
多摩区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	0
麻生区	量の見込み	0	0	0	0	0	-
	確保方策	0	0	0	0	0	0
全市	量の見込み	4	4	5	5	5	-
	確保方策	4	4	5	5	5	3

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う量の見込み・確保方策について

イ 特定型

事業概要	教育・保育施設や地域の子育て支援事業に係る情報の収集・管理・提供、相談等を行う事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	身近な各区役所地域みまもり支援センターで、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談支援等を行うものとして見込みます。
確保方策の考え方	各区役所地域みまもり支援センター7か所に、専門の職員を配置して事業を実施します。

(単位：実施か所数(か所))

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
川崎区	量の見込み	1	1	1	1	1	—
	確保方策	1	1	1	1	1	3
幸区	量の見込み	1	1	1	1	1	—
	確保方策	1	1	1	1	1	1
中原区	量の見込み	1	1	1	1	1	—
	確保方策	1	1	1	1	1	1
高津区	量の見込み	1	1	1	1	1	—
	確保方策	1	1	1	1	1	1
宮前区	量の見込み	1	1	1	1	1	—
	確保方策	1	1	1	1	1	1
多摩区	量の見込み	1	1	1	1	1	—
	確保方策	1	1	1	1	1	1
麻生区	量の見込み	1	1	1	1	1	—
	確保方策	1	1	1	1	1	1
全市	量の見込み	7	7	7	7	7	—
	確保方策	7	7	7	7	7	9

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う量の見込み・確保方策について

ウ こども家庭センター型

事業概要	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	各区地域みまもり支援センターで、母子健康手帳の交付や相談支援等を行うものとして見込みます。
確保方策の考え方	各区役所地域みまもり支援センター7か所に、母子保健コーディネーターを配置して事業を実施します。

(単位：実施か所数(か所))

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
川崎区	量の見込み	1	1	1	1	1	—
	確保方策	1	1	1	1	1	3
幸区	量の見込み	1	1	1	1	1	—
	確保方策	1	1	1	1	1	1
中原区	量の見込み	1	1	1	1	1	—
	確保方策	1	1	1	1	1	1
高津区	量の見込み	1	1	1	1	1	—
	確保方策	1	1	1	1	1	1
宮前区	量の見込み	1	1	1	1	1	—
	確保方策	1	1	1	1	1	1
多摩区	量の見込み	1	1	1	1	1	—
	確保方策	1	1	1	1	1	1
麻生区	量の見込み	1	1	1	1	1	—
	確保方策	1	1	1	1	1	1
全市	量の見込み	7	7	7	7	7	—
	確保方策	7	7	7	7	7	9

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う量の見込み・確保方策について

(7) 延長保育事業

事業概要	保育所等において、保護者の勤務時間や通勤時間などの事情により通常の開所時間では送り迎えが困難な場合に、その開所時間等の前後において延長して保育を実施する事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	令和6（2024）年度の月間実利用見込み人数をもとに、今後の保育所等の利用者数の増減見込みも踏まえ、利用者数を見込みます。
確保方策の考え方	保育所、認定こども園及び地域型保育事業の各施設において延長保育事業の実施を推進します。

（単位：月間実利用人数(人)）

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
川崎区	量の見込み	788	778	772	767	773	—
	確保方策	788	778	772	767	773	809
幸区	量の見込み	1,014	1,018	1,018	1,015	1,007	—
	確保方策	1,014	1,018	1,018	1,015	1,007	998
中原区	量の見込み	1,562	1,545	1,541	1,529	1,503	—
	確保方策	1,562	1,545	1,541	1,529	1,503	1,600
高津区	量の見込み	1,098	1,098	1,109	1,090	1,072	—
	確保方策	1,098	1,098	1,109	1,090	1,072	1,102
宮前区	量の見込み	942	928	921	910	915	—
	確保方策	942	928	921	910	915	938
多摩区	量の見込み	952	998	1,024	1,036	1,044	—
	確保方策	952	998	1,024	1,036	1,044	877
麻生区	量の見込み	595	596	597	592	602	—
	確保方策	595	596	597	592	602	583
全市	量の見込み	6,951	6,961	6,982	6,939	6,916	—
	確保方策	6,951	6,961	6,982	6,939	6,916	6,907

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う量の見込み・確保方策について

(8) 放課後児童健全育成事業

事業概要	放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。本市においては、全小学生を対象とするわくわくプラザ事業で放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施しています。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	小学校長期推計の在校児童数と放課後児童健全育成事業の「対象児童の数」の実績をもとに、わくわくプラザ事業であわせて実施している放課後児童健全育成事業の年度当初の「対象児童の数」を見込みます。
確保方策の考え方	- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に基づく専用区画面積については、学校等と調整し、確保します。 - 必要な人員確保に向けて、放課後児童支援員の資格取得を積極的に支援するとともに、キャリアアップ処遇改善事業等の実施により、職員の質の向上を図ります。

(単位：対象児童の数(人))

	年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
	量の見込み	12,215	12,870	13,314	13,806	14,213	-
全市	小学校1年生	4,592	4,840	5,007	5,196	5,347	-
	小学校2年生	3,678	3,879	4,011	4,167	4,294	-
	小学校3年生	2,423	2,547	2,636	2,727	2,807	-
	小学校4年生	1,091	1,152	1,188	1,233	1,267	-
	小学校5年生	295	310	325	331	342	-
	小学校6年生	136	142	147	152	156	-
	確保方策	12,215	12,870	13,314	13,806	14,213	10,166

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う量の見込み・確保方策について

(8) 放課後児童健全育成事業

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5(2023) 実績
川崎区	量の見込み	1,569	1,638	1,682	1,724	1,764	-
	小学校1年生	581	607	625	641	656	-
	小学校2年生	453	473	484	494	505	-
	小学校3年生	340	352	361	370	377	-
	小学校4年生	135	144	145	152	157	-
	小学校5年生	36	37	41	39	40	-
	小学校6年生	24	25	26	28	29	-
	確保方策	1,569	1,638	1,682	1,724	1,764	1,308
幸区	量の見込み	1,742	1,881	2,024	2,165	2,286	-
	小学校1年生	681	736	793	849	893	-
	小学校2年生	520	563	606	650	686	-
	小学校3年生	331	358	383	408	432	-
	小学校4年生	140	149	160	171	180	-
	小学校5年生	50	53	58	62	68	-
	小学校6年生	20	22	24	25	27	-
	確保方策	1,742	1,881	2,024	2,165	2,286	1,323
中原区	量の見込み	2,347	2,473	2,549	2,612	2,689	-
	小学校1年生	897	943	970	995	1,024	-
	小学校2年生	739	777	802	824	849	-
	小学校3年生	471	499	513	526	542	-
	小学校4年生	179	189	198	198	206	-
	小学校5年生	40	43	43	44	43	-
	小学校6年生	21	22	23	25	25	-
	確保方策	2,347	2,473	2,549	2,612	2,689	1,970
区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5(2023) 実績
高津区	量の見込み	2,074	2,163	2,190	2,249	2,269	-
	小学校1年生	776	812	820	843	852	-
	小学校2年生	622	650	658	679	683	-
	小学校3年生	395	410	416	425	430	-
	小学校4年生	198	208	209	214	214	-
	小学校5年生	54	54	57	57	59	-
	小学校6年生	29	29	30	31	31	-
	確保方策	2,074	2,163	2,190	2,249	2,269	1,721
宮前区	量の見込み	1,845	1,929	1,990	2,041	2,083	-
	小学校1年生	670	699	725	739	755	-
	小学校2年生	537	563	579	598	612	-
	小学校3年生	359	376	386	394	404	-
	小学校4年生	199	210	216	226	228	-
	小学校5年生	57	57	60	61	61	-
	小学校6年生	23	24	24	23	23	-
	確保方策	1,845	1,929	1,990	2,041	2,083	1,558
多摩区	量の見込み	1,515	1,617	1,690	1,787	1,876	-
	小学校1年生	566	606	629	666	700	-
	小学校2年生	449	479	501	530	558	-
	小学校3年生	302	320	339	359	373	-
	小学校4年生	150	158	165	174	183	-
	小学校5年生	35	40	42	44	47	-
	小学校6年生	13	14	14	14	15	-
	確保方策	1,515	1,617	1,690	1,787	1,876	1,295
麻生区	量の見込み	1,123	1,169	1,189	1,228	1,246	-
	小学校1年生	421	437	445	463	467	-
	小学校2年生	358	374	381	392	401	-
	小学校3年生	225	232	238	245	249	-
	小学校4年生	90	94	95	98	99	-
	小学校5年生	23	26	24	24	24	-
	小学校6年生	6	6	6	6	6	-
	確保方策	1,123	1,169	1,189	1,228	1,246	991

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う量の見込み・確保方策について

(9) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

事業概要	少子化や核家族化の進行など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育て中の保護者の孤立感や不安感の増大等に対応するため、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講座の開催など、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちの支援を図る事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	就学前推計児童数と教育・保育の量の見込みから在宅推計児童数を算出します。在宅推計児童数に対する新規利用者数を利用実績と利用促進を加味して推計し、推計新規利用者数に過去の実績を踏まえた利用回数に乗じて年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	・地域子育て支援センターにおいて、子育て親子の交流促進や相談支援等を実施します。 ・保育・子育て総合支援センターと連携を図り、利用ニーズの確かな対応していきます。

（単位：年間延べ利用人数(人)）

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
川崎区	量の見込み	21,769	20,044	18,537	16,419	14,498	-
	確保方策	21,769	20,044	18,537	16,419	14,498	19,580
幸区	量の見込み	14,144	12,785	11,674	10,667	10,026	-
	確保方策	14,144	12,785	11,674	10,667	10,026	18,409
中原区	量の見込み	25,979	23,448	21,219	20,450	20,413	-
	確保方策	25,979	23,448	21,219	20,450	20,413	35,458
高津区	量の見込み	23,480	20,748	18,396	17,005	16,707	-
	確保方策	23,480	20,748	18,396	17,005	16,707	28,274
宮前区	量の見込み	32,394	30,876	29,285	27,622	25,684	-
	確保方策	32,394	30,876	29,285	27,622	25,684	29,988
多摩区	量の見込み	17,013	15,171	14,171	13,733	13,452	-
	確保方策	17,013	15,171	14,171	13,733	13,452	19,334
麻生区	量の見込み	13,568	12,574	11,537	10,173	8,979	-
	確保方策	13,568	12,574	11,537	10,173	8,979	14,517
全市	量の見込み	148,347	135,646	124,819	116,069	109,759	-
	確保方策	148,347	135,646	124,819	116,069	109,759	165,560

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う量の見込み・確保方策について

(10) 一時預かり事業（幼稚園型）

事業概要	幼稚園で通常の教育時間を延長して幼児を保育する事業（就労等の理由により、幼稚園の一時預かりを定期的に利用するものも含む）です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	利用者実績及び市内幼稚園を対象に実施している個別相談等の実施状況をもとに、対象園児数の減少にも考慮しながら延べ年間利用者数を見込みます。
確保方策の考え方	・事業実施希望調査の結果を踏まえ説明会等を開催し、幼稚園型一時預かり実施園の拡充を図ります。 ・就労形態等、保育ニーズの多様化に対応するため、実施園における預かり保育の長時間化・通年化を推進します。

（単位：年間延べ利用人数(人)）

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
川崎区	量の見込み	41,203	39,637	37,899	35,616	34,262	—
	確保方策	41,203	39,637	37,899	35,616	34,262	35,930
幸区	量の見込み	41,029	39,470	37,740	35,466	34,118	—
	確保方策	41,029	39,470	37,740	35,466	34,118	35,778
中原区	量の見込み	55,265	53,164	50,834	47,772	45,955	—
	確保方策	55,265	53,164	50,834	47,772	45,955	48,192
高津区	量の見込み	47,539	45,732	43,728	41,094	39,531	—
	確保方策	47,539	45,732	43,728	41,094	39,531	41,455
宮前区	量の見込み	61,891	59,538	56,929	53,499	51,465	—
	確保方策	61,891	59,538	56,929	53,499	51,465	53,970
多摩区	量の見込み	42,158	40,555	38,778	36,442	35,056	—
	確保方策	42,158	40,555	38,778	36,442	35,056	36,763
麻生区	量の見込み	46,295	44,535	42,584	40,018	38,497	—
	確保方策	46,295	44,535	42,584	40,018	38,497	40,371
全市	量の見込み	335,381	322,632	308,491	289,906	278,884	—
	確保方策	335,381	322,632	308,491	289,906	278,884	292,459

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う量の見込み・確保方策について

(11) 一時預かり事業（保育所における一時預かり）

事業概要	保護者などが週3日以内又は月64時間に満たない就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを家庭で保育できない場合に、保育所等において一時的に保護者に代わって保育をする事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	就学前児童数の減少や認可保育所等の新設整備等により、本事業の利用者は、平成29（2017）年度実績をピークに減少傾向に転じており、令和6（2024）年度の年間延べ利用見込み人数をもとに、令和7（2025）年度以降の就学前児童数の減少率を考慮し、量を見込みます。
確保方策の考え方	働き方の多様化、少子化、核家族化といった子どもや子育てをめぐる環境の変化に伴う保護者の心理的・肉体的な負担軽減のために、継続的な事業実施が必要であることから、全市において安定的に実施が見込める保育・子育て総合支援センターにおける事業化を進めます。また、民間保育所における利用状況の分析を踏まえた地域バランスの改善に向け、必要に応じて事業内容や実施施設数の見直しを進めていきます。

（単位：年間延べ利用人数(人)）

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
川崎区	量の見込み	5,735	5,283	4,886	4,326	3,820	—
	確保方策	5,735	5,283	4,886	4,326	3,820	6,531
幸区	量の見込み	10,326	9,328	8,524	7,783	7,315	—
	確保方策	10,326	9,328	8,524	7,783	7,315	12,092
中原区	量の見込み	14,730	13,298	12,033	11,595	11,579	—
	確保方策	14,730	13,298	12,033	11,595	11,579	18,352
高津区	量の見込み	14,184	12,533	11,117	10,276	10,091	—
	確保方策	14,184	12,533	11,117	10,276	10,091	17,300
宮前区	量の見込み	13,862	13,214	12,530	11,821	10,992	—
	確保方策	13,862	13,214	12,530	11,821	10,992	15,255
多摩区	量の見込み	12,830	11,440	10,689	10,366	10,155	—
	確保方策	12,830	11,440	10,689	10,366	10,155	15,766
麻生区	量の見込み	9,127	8,457	7,767	6,850	6,047	—
	確保方策	9,127	8,457	7,767	6,850	6,047	10,785
全市	量の見込み	80,794	73,553	67,546	63,017	59,999	—
	確保方策	80,794	73,553	67,546	63,017	59,999	96,081

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う量の見込み・確保方策について

(12) ファミリー・サポート・センター事業（ふれあい子育てサポート事業）

事業概要	育児の援助をしたい人（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が、それぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録し、会員相互により育児援助活動を行う事業です。子育てヘルパー会員宅での一時預かり、保育所・幼稚園等への送迎が主な活動内容です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	就学前児童数と延べ利用人数との比率及び将来人口推計をもとに、延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	子育てヘルパー会員数の増加を図り、利用希望者と子育てヘルパー会員とのマッチングを高め、利用ニーズに的確に対応していきます。

（単位：年間利用人数(人)）

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
川崎区	量の見込み	784	739	707	670	645	-
	確保方策	784	739	707	670	645	873
幸区	量の見込み	1,492	1,438	1,389	1,340	1,299	-
	確保方策	1,492	1,438	1,389	1,340	1,299	1,604
中原区	量の見込み	3,563	3,405	3,280	3,198	3,122	-
	確保方策	3,563	3,405	3,280	3,198	3,122	3,983
高津区	量の見込み	979	936	905	867	843	-
	確保方策	979	936	905	867	843	1,080
宮前区	量の見込み	1,168	1,122	1,085	1,043	1,013	-
	確保方策	1,168	1,122	1,085	1,043	1,013	1,251
多摩区	量の見込み	1,083	1,071	1,062	1,052	1,043	-
	確保方策	1,083	1,071	1,062	1,052	1,043	1,123
麻生区	量の見込み	1,421	1,344	1,291	1,217	1,179	-
	確保方策	1,421	1,344	1,291	1,217	1,179	1,550
全市	量の見込み	10,490	10,055	9,719	9,387	9,144	-
	確保方策	10,490	10,055	9,719	9,387	9,144	11,464

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う量の見込み・確保方策について

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

ア 教材費・行事費等補助

事業概要	特定教育・保育施設等を利用する生活保護世帯等に対し、利用に係る日用品や文房具等必要な物品の購入に要する費用等を助成する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	過去の利用実績を踏まえ、本事業の利用人数は横ばいで推移するものとして見込みます。
確保方策の考え方	対象者に対して適切に事業を案内し、申請に基づいて助成を実施します。

(単位：年間利用人数(人))

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	60	60	60	60	60	—
確保方策	60	60	60	60	60	54

イ 給食費（副食費）補助

事業概要	私学助成を受ける幼稚園を利用する年収360万円未満相当世帯等に対して、給食費（副食費）を補助する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	就学前児童数の減少や幼稚園（新制度未移行園）の新制度移行による対象園児数の減少を考慮し、利用者の減少傾向を見込みます。
確保方策の考え方	対象者に適切に事業案内を行い、申請に基づいて補助を実施します。

(単位：年間利用人数(人))

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	241	177	161	146	132	—
確保方策	241	177	161	146	132	360

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う量の見込み・確保方策について

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

ア 新規参入施設等への巡回支援

事業概要	認可保育所及び地域型保育事業等を実施する新規参入事業者に対して、保育士等が巡回訪問支援を行います。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	教育・保育施設の量の見込みと確保方策に基づいて、新規参入事業者が実施する認可保育所及び地域型保育事業等の施設数、事業所数を見込みます。
確保方策の考え方	新規参入事業者が実施する認可保育所及び地域型保育事業等の施設、事業所に対して開設年度に巡回指導を実施します。

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	5	4	3	2	1	—
確保方策	5	4	3	2	1	6

(単位：実施か所数(か所))

イ 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

事業概要	幼稚園類似施設（無認可幼児教育施設等）に通う未就学児を持つ保護者に対して、利用料等の補助を行う事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	本事業は幼稚園や保育所等の施設を利用しない就学前児童を対象としており、過去の利用実績及び就学前児童数の減少を考慮し、利用者数を見込みます。
確保方策の考え方	対象者に適切に事業案内を行い、申請に基づいて助成を実施します。

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	160	158	156	154	152	—
確保方策	160	158	156	154	152	164

(単位：年間利用人数(人))

- 妊婦等包括相談支援事業、産後ケア事業、乳児等通園支援事業については、国の量の見込みの算出等の考え方が示された時点で対応予定です。
- 地域子育て相談機関、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業については、本市における事業内容が確定した時点で対応予定です。

6 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策 （現行プラン6章2）

（1）概要

本市では、すべての就学児童が、放課後を安全・安心に過ごせる居場所として、全小学生を対象としたわくわくプラザ事業を市内114校で実施しています。

（2）取組の考え方

ア 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の一体的な実施

放課後児童健全育成事業は、就労等により保護者が日中いない家庭の児童に対して、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。

また、放課後子供教室は、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業です。

本市においては、国の「放課後児童対策パッケージ」に基づき、本市のすべての市立小学校において、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施するわくわくプラザ事業により、すべての児童が一緒に参加できる学習・体験活動プログラムの実施を推進します。

イ 小学校の施設の活用

学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、児童の健やかな成長のため、学校関係者とわくわくプラザ事業の関係者とが、実施主体にかかわらず立場を超えて、放課後児童対策について連携して取り組むことが重要なことから、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等、小学校の施設の活用を促進していきます。

なお、本市においては、児童数の増加が予測されている地域があることや、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の改正に伴う35人学級の実施の影響などにより、教室の確保が課題となる学校があるため、学校施設の活用を検討する際には、教育委員会と十分に連携を図りながら調整を進めます。

（3）放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策及び放課後子供教室の目標事業量と確保事業量

ア 放課後児童健全育成事業→5（8）放課後児童健全育成事業に記載

イ 放課後子供教室（校内交流型）

（単位：実施か所数（か所））

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
量の見込み	115	115	115	115	115
確保方策	115	115	115	115	115

※新小倉小学校（幸区）が令和7年度に新設されるため、115か所となる。

7 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進 （現行プラン6章3）

（1）代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保

ア 代替養育を必要とする児童数の見込み

（単位：人）

年度	第2期	第3期			
	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
児童人口	241,047	237,418	233,198	228,315	223,638
児童人口に対する措置率	0.144%	0.148%	0.152%	0.156%	0.160%
措置率増加率	-	102.7%	102.7%	102.7%	102.7%
縁組成立控除前措置児童数	347	351	354	356	358
措置児童数	341	345	348	350	352

イ 代替養育を必要とする児童数の推計（年齢別）

（単位：人）

年度	第2期	第3期			
	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
就学前児童（3歳未満）	32	32	33	33	33
（里親等委託率対象児童数）	32	32	33	33	33
就学前児童（3歳以上）	48	49	49	49	50
（里親等委託率対象児童数）	42	43	43	43	44
就学児童	261	264	266	268	269
（里親等委託率対象児童数）	206	203	205	207	202
合計	341	345	348	350	352
（里親等委託率対象児童数）	280	278	281	283	279

ウ 里親等への委託可能性がある児童数の推計（児童の状況に基づいた算定値）

（単位：人）

年度	第2期	第3期			
	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
就学前児童（3歳未満）	24	24	25	25	25
就学前児童（3歳以上）	29	32	32	32	33
就学児童	72	77	86	93	101
計	125	133	143	150	159

次期都道府県社会的養育推進計画の在り方について

(参考) 次期計画策定要領の項目

大 項 目	中 小 項 目 等
1. 今回の計画策定の位置付け	児童福祉法の改正経緯、令和4年改正児童福祉法の趣旨、計画の見直しの必要性、策定要領の提示理由 等
2. 基本的考え方	令和4年改正児童福祉法を踏まえた主要項目に係る取組推進上の留意点 等
3. 都道府県推進計画の記載事項	下記4.項目ごとの策定要領の(1)～(13)までを記載
4. 項目ごとの策定要領	(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
	(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
	(3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
	① 市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組
	② 市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組
	③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組
	(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
	(5) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
	(6) 一時保護改革に向けた取組
	(7) 代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組
	① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組
	② 親子関係再構築に向けた取組
	③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

次期都道府県社会的養育推進計画の在り方について

大 項 目	中 小 項 目 等
	(8) 里親等への委託の推進に向けた取組
	① 里親等への委託こども数の見込み等
	② 里親支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組
	(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
	① 施設で養育が必要なこども数の見込み
	② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
	(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
	① 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実態把握
	② 社会的養護経験者等の自立に向けた取組
	(11) 児童相談所の強化等に向けた取組
	① 中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組
	② 都道府県（児童相談所）における児童相談所設置・人材確保・育成等に向けた取組
	(12) 障害児入所施設における支援
	(13) 留意事項

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う量の見込み・確保方策について

8 想定スケジュール

		4月	5月	6月			7月			8月			9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
				上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬										
1	就学前児童数の推計	人口推計(案)作成		●局長確認(人口推計) 人口推計確定																		
2	量の見込みの策定 ①教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業 ②放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室 ③代替養育			●局部長会議・各課への依頼 量の見込み(案)作成			量の見込み確定		●局長確認(量の見込み) ●局長確認(量の見込み) ●副市長確認(量の見込み)													
3	確保方策の策定						確保方策(案)作成			●局長確認(確保方策) ●副市長確認(確保方策)		確保方策確定		●局長確認(確保方策) ●副市長確認(確保方策)								
4	庁内会議等						●ご施策(課長級)					●ご施策(課長級)		●ご施策(課長級)			●ご施策(課長級)					
				サマーレビュー									オータムレビュー									
													●企画調整連絡会議 ●副市長確認(ハブコメ前) ●市長確認(ハブコメ前) ●政策調整会議(案決定)				●企画調整連絡会議 ●副市長確認(ハブコメ結果) ●市長確認(ハブコメ結果) ●政策調整会議(ハブコメ結果)					
5	議会・ハブコメ・公表		●正副議長説明5/24 ●ニーズ調査公表・議会配布5/28							●子ども・子育て会議計画推進部会(人口推計・量の見込み)8/7			●子ども・子育て会議計画推進部会(確保方策)9/20			●文教委員会(ハブコメ案) ●子ども・子育て会議総会(ハブコメ案) ●児福審第1部会(ハブコメ案) ●児福審第3部会(ハブコメ案) ハブコメ			●文教委員会(ハブコメ結果) 改訂版製本		●子ども・子育て会議総会(ハブコメ結果) ●計画公表	